

対案	国会提出案（閣法）
----	-----------

対案に関する箇所は、2重下線を引いた部分

意見表明等支援事業の定義	
第六条の三 ⑰（新設）の関係	
<p>この法律で、意見表明等支援事業とは、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童の当該措置における処遇に係る意見又は意向の形成及び児童相談所、都道府県その他の関係機関への表明を、<u>児童の意見表明支援に関する専門的知識・技術を有する者が、独立した第三者として支援する事業をいう。</u></p>	<p>（修正）</p> <p>この法律で、意見表明等支援事業とは、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、<u>児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して、児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。</u>（2重下線の部分を修正）</p>

<p>児童の意見表明を支援するための都道府県の義務</p>	
<p>第三十三条の六の二として規定し、以下繰り下げる。</p>	
<p>第三十三条の六の二 都道府県は、児童の意見表明権の保障に資するため、その区域内において、児童が自由に自己の意見を表明するため、児童の意見表明支援に関する専門的知識・技術を有し独立した立場にある支援者（以下、「子どもアドボケイト」という。）を利用する機会を提供しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>意見表明等支援事業の実施主体</p>	
<p>原案の第三十四条の七の二から意見表明等事業を抜き出して第三十四条の七の二として規定し、そのほかの事業は、第三十四条の七の三以下に規定する。</p>	
<p>第三十四条の七の二 都道府県又は児童相談所設置自治体は意見表明等支援事業を行わなければならない。</p> <p>② 都道府県又は児童相談所設置自治体以外の者は、内閣府令の定めるところにより、<u>意見表明等支援事業を行うことができる。</u></p> <p>③ 都道府県又は児童相談所設置自治体が意見表明等支援事業を行うときは、都道府県知事又は児童相談所設置自治体の長は、内閣府令の定めるところにより事業を行う意見表明等支援事業者に委嘱してこれをおこなうものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第三十四条の七の二 都道府県は、<u>親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。</u></p> <p>② 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、<u>親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。</u></p> <p>(以下 略)</p>

意見聴取等措置	
第三十三条の三の三の関係	
<p>都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、意見聴取等措置により聴取した児童の意見又は意向を、その年齢及び成熟度に従って<u>正当に重視しなければならない。</u></p>	<p>（追加） 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。<u>（ここに追加）</u></p>